

2026年8月7日

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体
認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 様
(FAX:011-221-5887)



アンビシャス総合法律事務所
Ambitious Law Office

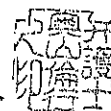
〒060-0042 札幌市中央区大通西 11 丁目 4-22
第 2 大通藤井ビル 8 階
TEL : 011-210-7501(代表)/FAX : 011-210-7502

株式会社めぐみ企画 代理人

弁護士 奥山 倫行

弁護士 日西 健仁

(送信枚数：本書含め 4 枚)



ご 連 絡 6

前略

当職らは、株式会社めぐみ企画（以下「当社」といいます）の代理人として、貴法人から当社宛てに送付された令和 8 年 6 月 24 日付「申入書」（以下「貴書簡」といいます）を拝見し、以下のとおり連絡いたします。

1 定期建物賃貸借契約書記載の第 2 条第 5 項について

貴法人からの申入れ内容を検討し、定期建物賃貸借契約書の第 2 条第 5 項については、下記のとおり、借主の協力義務ではなく、貸主による安否確認や借主が安心して生活を送るための支援の一環として、借主に協力を求める場合があることを示す内容に修正しましたので、ご確認ください。

記

（修正前）

5. 借主が 65 歳以上の年齢である場合、借主は、以下の各号の事項に協力します。
- 一 貸主の従業員や提携会社スタッフによる本物件への家庭訪問の実施に応じること。
 - 二 借主の体調・病状・心身の状況等による必要に応じて、貸主が借主の代わりにかかりつけの病院に対し、診療情報提供書等の医療記録を請求すること。

（修正後）

5. 借主が 65 歳以上の年齢である場合、貸主は、借主に対して、以下の各号の事項の協力を求める場合があります。
- 一 貸主の従業員や提携会社スタッフによる本物件への家庭訪問の実施に応じること。
 - 二 借主の体調・病状・心身の状況等による必要に応じて、貸主が借主の代わりにかかりつけの病院に対し、診療情報提供書等の医療記録を請求すること。

2 死後事務委任契約書について

定期建物賃貸借契約書に記載されている別紙「死後事務委任契約書」のひな形を添付いたします。

なお、死後事務委任契約は、借主に当該契約の締結を義務付けているものではなく、希望者に限って締結する運用になっています。また、死後事務委任契約書記載の第7条第1項に「甲は、いつでも本契約を解除することができる」と規定されているとおり、借主が不利益を被ることはないと思料します。

3 結語

貴法人におかれては、本書の内容をご確認いただき、当社において別途必要となる対応がございましたら、令和8年9月11日（金）を目途に、当職ら宛ての書面にてお知らせください。

以上、よろしくお願いいたします。

草々

添 付 資 料

死後事務委任契約書

(以下余白)

添付

死後事務委任契約

(入居者様控え)

第1条 (契約の趣旨)

委任者 (以下「甲」という。) 及び受任者 株式会社めぐみ企画 (以下「乙」という。) は、甲の死亡後の事務に関し、以下のとおり死後事務委任契約を締結する。

第2条 (委任事務の範囲)

- 1 甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務 (以下、「本契約」という。) を委任する。
ただし、甲が別途遺言書で定めている場合はそれに従うものとする。
 - ① 甲の死亡により必要となる 行政官庁等への諸届
 - ② 賃借している室内の残置物処分とその費用の支払い
- 2 甲は、乙に対し、前項の事務処理をするにあたり、乙が復代理人を選任することを承諾す

第3条 (連絡)

甲が死亡した場合、乙は、予め甲が指定する者に速やかに連絡するものとする。ただし連絡がつかなかった場合、乙は免責される。

第4条 (費用の負担)

乙が本契約を履行するために必要な費用につき、預かり敷金で足りなかった場合には、甲の遺産から支払いを受けることができるものとする。

第5条 (報酬)

本契約における乙に対する報酬は、無償とする。

第6条 (契約の変更)

甲又は乙は、甲の生存中、いつでも本契約の内容の変更を求めることができる。

第7条 (契約の変更)

- 1 甲は、いつでも本契約を解除することができる。
- 2 甲が死亡した場合、甲の相続人は本契約を解除することができない。
- 3 乙は、経済情勢の変化、その他相当の理由により本契約を達成することが不可能若しくは著しく困難な状態になったときでなければ、本契約を解除することができない。

※第8条～第9条までは裏面に表記しています。

乙 (住所) 札幌市豊平区中の島1条1丁目7-20 フォーjord中の島2F

(氏名) 株式会社 めぐみ企画

令和 年 月 日

(甲:委任者) (氏名)

(生年月日) 昭和・平成 年 月 日

第8条（契約の終了）

本契約は、次の場合に終了する。

乙が解散又は破産手続きの開始の決定を受けたとき

第9条（報告義務）

- 1 乙は、甲の相続人、遺言執行者又は相続財産管理人の請求があるときは、速やかにその求められた事項につき報告する。
- 2 乙は、甲の相続人、遺言執行者又は相続財産管理人に対し、本件死後事務終了後1か月以内に、本件死後事務につき行った措置及び費用の支出状況について電話連絡または書面にて報告する。

甲乙間に上記合意が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

